

静岡市規則第18号

静岡市行政不服審査法等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政不服審査法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の除斥等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員は、審査請求に係る事件の調査審議に参加することができない。

(1) 審査請求人

(2) 参加人

(3) 静岡市個人情報保護審査会の委員にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第2項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第46条第2項の規定による通知を受ける者（前2号に掲げる者を除く。）

(4) 前3号に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(5) 前号に掲げる者であつた者

2 審査請求人又は参加人は、委員について、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会に対し、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを求めることができる。この場合において、審査会は、当該求めに理由があると認めるときは、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを決定するものとする。

3 委員は、自らについて、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会の許可を得て、当該事件の調査審議に参加し

ないことができる。

(意見の陳述)

第3条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述の申立ては、書面により行うものとする。

2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定により口頭で意見を述べる機会を与えるときは、審査関係人（法第81条第3項において準用する法第74条の審査関係人をいう。以下同じ。）に対し、意見の陳述をさせる期日、場所その他必要な事項をあらかじめ書面により通知するものとする。

3 審査会は、第1項に規定する意見の陳述の際、必要があると認めるときは、審査関係人に対して質問することができる。

4 法第81条第3項において準用する法第75条第2項の規定による許可を得ようとする者は、書面により申し出るものとする。

(静岡市個人情報保護審査会に対する弁明書等の提出)

第4条 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により静岡市個人情報保護審査会に諮問した審査庁（以下この条において「諮問庁」という。）は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項の規定により弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、当該弁明書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

2 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項の規定により審査請求人から反論書の提出があったときは、当該反論書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

3 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第2項の規定により参加人から意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

4 諮問庁は、次に掲げる手続について記録を作成したときは、当該記録の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

(1) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第2項の規定により審査請求人又は参加人にさせた意見の陳述

(2) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定

(3) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される  
法第35条第1項の規定による検証

(4) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される  
法第36条の規定による質問

(5) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される  
法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取

5 諮問庁は、法第32条第1項又は第2項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は処分  
の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合において、当該提出物  
が書面であるときはその写しを静岡市個人情報保護審査会に提出し、当該提出物が書  
面でないときは当該提出物が提出された旨を静岡市個人情報保護審査会に通知する  
ものとする。

6 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替  
えて適用される法第33条の規定による求めに応じて書類その他の物件の所持人から物  
件の提出があった場合において、当該物件が書面であるときはその写しを静岡市個  
人情報保護審査会に提出し、当該物件が書面でないときは当該物件が提出された旨  
を静岡市個人情報保護審査会に通知するものとする。

(審査会による答申)

第5条 審査会は、法第43条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項に  
おいて読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条  
例第46条第1項の規定による諮問を受けたときは、速やかに審査し、及び決定し、  
審査庁に対しその結果を答申するものとする。

2 前項の規定による答申は、審査庁に答申書を送付することにより行うものとする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。